

# 大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

地震・津波対策編	第 1 部 総則.....P 1
	第 2 部 災害予防.....P 26
	第 3 部 災害応急対策.....P 32
	第 4 部 災害復旧・復興.....P 47
	第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画.....P 50

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第1部 総則

改正前			改正後		
<p><b>第3章 大分県における地震・津波の特性</b></p> <p><b>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</b></p> <p>1 海溝型地震 (略)</p> <p>日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M7.6前後の規模の地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされている。また、ここでは、M7.1前後の規模の地震が約20年～27年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。</p> <p>安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で6回(およそ67年に1回)の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は約40%程度とされている。</p> <p>(略)</p> <p>2 活断層型地震 (略)</p> <p>「万年山 - 崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百 - 3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.003%以下とされ、Zランクに評価されている。</p> <p><b>第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波</b> (略)</p> <p>表1 県内に被害を及ぼした地震 (略)</p>			<p><b>第3章 大分県における地震・津波の特性</b></p> <p><b>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</b></p> <p>1 海溝型地震 (略)</p> <p>日向灘を震源とする地震は、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク(不明)とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回(およそ20.6年に1回)の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。</p> <p>安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年で7回(およそ60.3年に1回)の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は約40%程度とされている。</p> <p>(略)</p> <p>2 活断層型地震 (略)</p> <p>「万年山 - 崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百 - 3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。</p> <p><b>第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波</b> (略)</p> <p>表1 県内に被害を及ぼした地震 (略)</p>		
2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死(災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方)が3名、重傷者11	2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死(災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方)が3名、重傷者11名、軽傷者22名。

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前					改正後				
<p>名、軽傷者 22 名。                      住家被害：全壊 9 棟、半壊 222 棟、一部損壊 8,062 棟。                      道路被害：216 件（国道 17 件、県道 38 件、市町村道等 159 件）</p>					<p>住家被害：全壊 9 棟、半壊 222 棟、一部損壊 8,062 棟。                      道路被害：216 件（国道 17 件、県道 38 件、市町村道等 159 件）</p>				
<p>2022 年 1 月 22 日                      （令和 4）</p>					<p>日向灘                      M = 6.6</p>		<p>大分市、佐伯市、竹田市で震度 5 強。負傷者 6 人。                      県内で建物被害 6 件。岡城跡の石垣一部崩落。</p>		
<p><b>第 4 章 地震・津波の想定</b>  <b>第 2 節 被害想定</b>                      2 減災目標と具体的な防災・減災対策                      1 の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第 2 部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする（平成 31 年 3 月策定、計画期間は平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間。）。</p>					<p><b>第 4 章 地震・津波の想定</b>  <b>第 2 節 被害想定</b>                      2 減災目標と具体的な防災・減災対策                      1 の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第 2 部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする（平成 31 年 3 月策定、計画期間は平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間）。既に最終目標を達成した指標について更に取り組みを推進するとともに、コロナ禍社会への対応をはじめとする計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、計画を着実に推進するため、計画中間年にあたる令和 3 年度に中間見直しを実施した。全 56 目標指数のうち、目標指数を見直した。</p>				
柱	施策項目	具体的な施策項目	アクションプラン項目	目標指標	直近の実績値		数値目標		
					年度	年度	年度	年度	
1	(1)津波防災対策	1)津波に強い地域構	1 海岸保全施設の整備	1 海岸保全施設整備延長	26.1km	H29	32.9km	H35	
1	(1)津波防災対策	1)津波に強い地域構	1 海岸保全施設の整備	1 海岸保全施設整備延長	26.1km	H29	32.9km	R5	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後													
防 災	造の構 築	2	耐震強化岸 壁の整備	2	耐震強化 岸壁整備 率	54%	H29	66%	H32	防 災	造の構 築	2	耐震強化岸 壁の整備	2	耐震強化 岸壁整備 率	54%	H29	68%	R5		
		3	河川堤防の 耐震対策										3	河川堤防の 耐震対策							
		4	水門等の津 波対策の推 進										4	水門等の津 波対策の推 進							
		2)安全 で確実 な避難 の確保	5	津波ハザード マップの 活用支援									2)安全 で確実 な避難 の確保	5	津波ハザード マップの 活用支援						
		6	津波避難訓 練の実施										6	津波避難訓 練の実施							
		7	住民等への 情報提供	3	県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	37,000 人	H35				7	住民等への 情報提供	3	県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	149,000 件	R5	
		(2)建 築物の 耐震化	1)住 宅・公 共施設	8	住宅の耐震 化	住宅の耐 震化率	75%	H27	82%	H32		(2)建 築物の 耐震化	1)住 宅・公 共施設	8	住宅の耐震 化	住宅の耐 震化率	75%	H27	82%	R2	
			9	警察署の耐 震化	5	警察署の 耐震化率	93%	H29	100%	H35			9	警察署の耐 震化	5	警察署の 耐震化率	93%	H29	100%	R5	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後							
等	等の耐	震化	耐震化率					等	等の耐	震化	耐震化率				
	震化の促進	10 消防庁舎の耐震化	6 消防庁舎の耐震化率	92%	H29	100%	H35		震化の促進	10 消防庁舎の耐震化	6 消防庁舎の耐震化率	92%	H29	100%	R5
		11 病院の耐震化	7 病院の耐震化率	82%	H29	90%	H35			11 病院の耐震化	7 病院の耐震化率	82%	H29	90%	R5
		12 社会福祉施設の耐震化	8 社会福祉施設の耐震化率	96%	H29	98%	H35			12 社会福祉施設の耐震化	8 社会福祉施設の耐震化率	96%	H29	98%	R5
		13 特定建築物の耐震化	9 特定建築物の耐震化率	88%	H29	94%	H32			13 特定建築物の耐震化	9 特定建築物の耐震化率	88%	H29	97%	R5
	2)一般建築物の安全性の確保	14 エレベーターの閉じ込め防止							2)一般建築物の安全性の確保	14 エレベーターの閉じ込め防止					
		15 家具等の固定化	10 家具(テレビ、タンス、食器棚等)の固定率	44%	H29	50%	H35			15 家具等の固定化	10 家具(テレビ、タンス、食器棚等)の固定率	44%	H29	50%	R5
		16 ガラス等の								16 ガラス等の					

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第1部 総則

改正前								改正後								
			飛散防止								飛散防止					
			17 ブロック塀 の倒壊防止								17 ブロック塀 の倒壊防止					
			18 水管橋等の 耐震化〔県 企業局管 理：電気事 業〕	11 既存施設 の耐震化 率	90%	H29	95%	H33			18 水管橋等の 耐震化〔県 企業局管 理：電気事 業〕	11 既存施設 の耐震化 率	90%	H29	95%	R5
			19 水路工作物 の耐震化調 査〔県企業 局管理：電 気事業〕	12 既存施設 の耐震調 査率	39%	H29	73%	H33			19 水路工作物 の耐震化調 査〔県企業 局管理：電 気事業〕	12 既存施設 の耐震調 査率	39%	H29	90%	R5
			20 浄水場等の 耐震化〔県 企業局管 理：工業用 水道事業〕	13 既存施設 の耐震化 率	45%	H29	64%	H33			20 浄水場等の 耐震化〔県 企業局管 理：工業用 水道事業〕	13 既存施設 の耐震化 率	45%	H29	76%	R5
			21 水道施設 (隧道)の劣 化状況等の 点検〔県企	14 給水ネッ トワーク を活用し た水道施	20%	H29	100%	H33			21 水道施設 (隧道)の劣 化状況等の 点検〔県企	14 給水ネッ トワーク を活用し た水道施	20%	H29	80%	R5

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後									
			業局管理： 工業用水道 事業]	設(隧道) 点検率						業局管理： 工業用水道 事業]	設(隧道) 点検率						
(3)火 災対策	1)出火 防止対 策	22	感震ブレー カー等によ る火災対策 の促進							22	感震ブレー カー等によ る火災対策 の促進						
		23	住宅用火災 警報器の設 置	15	推計設置 率	80%	H29	100%	H35	23	住宅用火災 警報器の設 置	15	推計設置 率	80%	H29	100%	R5
		24	重点密集市 街地の整備	16	改善した 重点密集 市街地の 面積	20.4ha	H29	26.4ha	H32	24	重点密集市 街地の整備	16	改善した 重点密集 市街地の 面積	20.4ha	H29	26.4ha	R5
	2)避難 体制の 整備	25	ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)							25	ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)						
		26	自動販売機 の転倒防止							26	自動販売機 の転倒防止						
		27	無電柱化の 推進							27	無電柱化の 推進						
	(4)土砂災害・	28	土砂災害対	17	土砂災害	29.4%	H29	31.8%	H35	(4)土砂災害・地	28	土砂災害対	17	土砂災害	29.4%	H29	31.8%

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後							
地盤災害対策		策(土石流対策・がけ崩れ対策・地すべり対策)		対策施設整備率				盤災害対策		策(土石流対策・がけ崩れ対策・地すべり対策)		対策施設整備率			
		29	山地災害の防止対策	18	山地災害危険地区整備数	2,158	地区			H29	2,162	地区	H35		
(5)ライフライン・インフラの確保対策	1)ライフラインの確保対策	30	ライフライン事業者との連携強化	19	官民連携会議の開催	1回	H29	1回	毎年	5					
	2)情報インフラの確保対策	31	水道施設の基幹管路の耐震化	20	基幹管路の耐震化延長	142.6km	H29	168km	H35	5					
		32	大分県防災情報システムの整備・充実												
	3)交通施設の安全・	33	道路橋の耐震補強	21	緊急輸送道路における橋梁	91%	H29	100%	H31	5					
盤災害対策		策(土石流対策・がけ崩れ対策・地すべり対策)		対策施設整備率				盤災害対策		策(土石流対策・がけ崩れ対策・地すべり対策)		対策施設整備率			
		29	山地災害の防止対策	18	山地災害危険地区整備数	2,158	地区			H29	2,209	地区	R5		
(5)ライフライン・インフラの確保対策	1)ライフラインの確保対策	30	ライフライン事業者との連携強化	19	官民連携会議の開催	1回	H29	1回	毎年	5					
	2)情報インフラの確保対策	31	水道施設の基幹管路の耐震化	20	基幹管路の耐震化延長	142.6km	H29	168km	H35	5					
		32	大分県防災情報システムの整備・充実												
	3)交通施設の安全・	33	道路橋の耐震補強	21	緊急輸送道路における橋梁	91%	H29	100%	H31	5					



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後								
		機能確保 保対策、広域連携のため の交通基盤確保		耐震補強率						保対策	充実					
	(6)液状化対策	34 被害の未然防止(地盤災害防止)								3)交通施設の安全・機能確保 策、広域連携のため の交通基盤確保	33 道路橋の耐震補強	21 緊急輸送道路における橋梁耐震補強率(昭和55年より古い基準)	91%	H29	100%	R1
	(7)防災教育・防災訓練の充実	35 学校における防災教育の推進	㉔ 地域の実情に応じた避難訓練等の実施率	100%	H29	100%	毎年度					緊急輸送道路における橋梁耐震補強率(平成8年より古い基準)	11.9%	R2	27.5%	R5
		36 地域・保護者と連携した学校防災組織の構築								(6)液状化対策	34 被害の未然防止(地盤災害防止)					
		37 地震体験車	23 地震体験	11,243人	H29	11,000	毎年			(7)防災教育・防災訓練の充実	35 学校における防災教育の推進	㉔ 地域の実情に応じた避難訓練	100%	H29	100%	毎年度

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前							改正後							
			等の活用	車等による体験者数(1年度間)		人以上	度			練等の実施率				
			38 総合防災訓練の実施						36 地域・保護者と連携した学校防災組織の構築					
	(8)ボランティアとの連携		39 災害ボランティアセンターの体制整備	24 大分県災害時社協支援専門員数	6名	H30	22名	H34	37 地震体験車等の活用	23 地震体験車等による体験者数(1年度間)	11,243人	H29	11,000人以上	毎年度
	(9)総合的な防災力の向上	1)事前防災に関する情報の周知	40 防災グッズフェアの開催						38 総合防災訓練の実施	防災V R及び防災啓発動画の視聴回数(1年度間)	147,926回	R2	300,000回	毎年度
			41 フォーラム等の開催											
		42 県民防災意識調査の実施												
	2)地域防災力の向上	43 自主防災組織の結成促進	㊥ 自主防災組織率	96.7%	H29	100%	H35	(8)ボランティアとの連携	39 災害ボランティアセンターの体制	24 大分県災害時社協支援専門	6名	H30	22名	R4

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後											
			44	防災士の養成	㉔ 自主防災組織等 (住民30人以上)への防災士確保割合	71.5%	H29	100%	H35										
			45	女性防災士の養成	㉕ 防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	20%	H35	(9)	総合的な防災力の向上	1)事前防災に関する情報の周知	40	防災グッズフェアの開催					
													41	フォーラム等の開催					
													42	県民防災意識調査の実施					
												2)地域防災力の向上	43	自主防災組織の結成促進	㉔ 自主防災組織率	96.7%	H29	100%	R5
			46	総合防災訓練の実施 (再掲)									44	防災士の養成	㉔ 自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合	71.5%	H29	100%	R5
			47	自主防災組織の活動促進	㉖ 自主防災組織避難訓練等実施率	58.8%	H29	90%	H32				45	女性防災士の養成	㉕ 防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	20%	R5
						(76.3%)	H29	(100%)	H32										

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後															
				(津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等)																			
				48 地域における消防の充実・強化	㉘ 消防団員の条例定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度	46 総合防災訓練の実施(再掲)													
				3)企業等との地域との連携	49 企業防災と地域防災の連携					47 自主防災組織の活動促進	㉘ 自主防災組織避難訓練等実施率 (76.3%)  (津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等)	58.8%	H29	90%	R5								
2 災害発生時 対	(1)災害対策本部の機能強化	50 市町村の災害対策本部の機能強化への支援	㉙ 災害対策本部設置・運営訓練等実施市町村数	9市町村	H29	18市町村	H33	48 地域における消防の充実・強化	㉘ 消防団員の条例定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度	3)企業等との地域との連携	49 企業防災と地域防災の連携								
			51 市町村の業	㉚ 業務継続	9市町村	H29	18市町	H33															

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後												
応 と そ れ へ の 備 え		務継続計画	計画			村		の連携	2	(1)災害対策本部 の機能強化	50	市町村の災	⑩	災害対策	9	市町村	H29	18	市町	R5
		(BCP)の策	(BCP)策								害対策本部	本部設			害対策本部	置・運営				
	(2)救助・救命 対策	52 災害派遣医 療チームの 機能強化	32 大分 DMAT 隊員登録 者数	507 人	H29	600 人	H35				51	市町村の業 務継続計画 (BCP)等の 策定への支 援	⑪	業務継続 計画(BCP) 策定市町 村数	9	市町村	H29	18	市町	R3
		53 災害医療コ ーディネー ト体制整備	33 災害医療 コーディネー ター 数	25 人	H29	60 人	H35							受援計画 策定市町 村数	7	市町村	R2	18	市町	R5
	(3)医療対策	54 災害拠点病 院の機能強 化	34 災害拠点 病院の耐 震化率	93%	H29	100%	H31													
			35 多数の傷 病者の受 入れを想 定した災 害実動訓 練を実施 した災害	86%	H29	100%	H35			(2)救助・救命対 策	52	災害派遣医 療チームの 機能強化	32	大分 DMAT 隊員登録 者数	507 人	H29	600 人	R5		
											53	災害医療コ ーディネー ト体制整備	33	災害医療 コーディネー ター 数	25 人	H29	60 人	R5		
										(3)医療対策	54	災害拠点病	34	災害拠点	93%	H29	100%	R1		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前								改正後							
(4)消 火活動 等	1)消防 力の充 実・強 化	55	消防広域化 の推進	拠点病院 の割合				院の機能強 化	院の耐 震化率	35	多数の傷 病者の受 入れを想 定した災 害実動訓 練を実施 した災害 拠点病院 の割合	86%	H29	100%	<u>R5</u>
		56	自主防災組 織の活動促 進(再掲)	再 掲	自主防災 組織避難 訓練等実 施率	58.8%	H29					90%	H32	(76.3%)	H29
	2)避難 体制の 確立	57	住民等への 情報提供 (再掲)	再 掲	県民安 全・安心 メール及 び防災ア	26,281人	H29	<u>37,000</u> 人	H35	(津波浸水 想定区域 内に居住 地域があ	58.8%	H29	(76.3%)	H29	(100%)

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前								改正後										
				プリの登 録数									る自主防 災組織等)					
(5)緊 急輸送 のため の交通 の確 保・ 緊急輸 送活動	1)交通 規制対 策、交 通路の 応急復 旧等	58	緊急輸送道 路の整備						2)避難 体制の 確立	57	住民等への 情報提供 (再掲)	再 掲	県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	149,000 件	R5	
	2)緊急 輸送・ 搬送体 制の強 化	59	民間物流事 業者との協 力体制の確 立	36	総合防災 訓練(実 動訓練) での訓練 回数	1回	H29	1回	毎 年 度	(5)緊 急輸送 のため の交通 の確 保・ 緊急輸 送活動	1)交通 規制対 策、交 通路の 応急復 旧等	58	緊急輸送道 路の整備					
				37	官民連携 会議の開 催	1回	H29	1回	毎 年 度		2)緊急 輸送・ 搬送体 制の強 化	59	民間物流事 業者との協 力体制の確 立	36	総合防災 訓練(実動 訓練)での 訓練回数	1回	H29	1回
(6)燃料の把 握・確保	60	交通確保・ 輸送体制の 充実(燃料 の確保)							37		官民連携 会議の開 催	1回	H29	1回	毎 年 度			
(7)食料・水、	61	民間物流事	再	総合防災	1回	H29	1回	毎 年		民間物流	1回	R3	1回	毎				

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後													
生活必需品等の物資の調達		業者との協力体制の確立(再掲)	掲	訓練(実動訓練)での訓練回数				度	(6)燃料の把握・確保	60	燃料優先供給体制の構築	事業者との会議等の実施				年	度				
			再掲	官民連携会議の開催	1回	H29	1回	毎		度											
			62	備蓄スペースの確保・分散化	㊸	市町村指定避難所数に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29		30%	H35	(7)食料・水、生活必需品等の物資の調達	61	民間物流事業者との協力体制の確立(再掲)	再掲 再掲	総合防災訓練(実動訓練)での訓練回数 官民連携会議の開催	1回 1回	H29 H29	1回 1回	毎 毎	年 年
(8)避難者等への対応	1)災害時要配慮者に対する支援	63	避難行動要支援者への避難支援	㊸	平常時から地域へ避難行動要支援者名簿情報を提供している者の割合	41%	H29	60%	H35			再掲	民間物流事業者との会議等の実施	1回	R3	1回	毎	年	度		
										62	備蓄スペースの確保・分散化	㊸	市町村指定避難所数に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29	38.5%	R5				



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第1部 総則

改正前								改正後										
			64 福祉避難所の指定	㊦ 福祉避難所(福祉避難スペースを含む)を指定している小学校区の割合	62.6%	H29	100%	H35	(8)避難者等への対応	1)災害時要配慮者に対する支援	63 避難行動要支援者への避難支援	㊦ 平常時から地域へ避難行動要支援者名簿情報を提供している者の割合	41%	H29	60%	R5		
			65 外国人への支援	41 通訳・翻訳ボランティア確保数	18人	H29	30人	H35			64 福祉避難所の確保	㊦ 福祉避難所(福祉避難スペースを含む)を確保している小学校区の割合	62.6%	H29	100%	R5		
			2)避難者及び応急住宅需要等への対応	66 女性防災士の養成(再掲)	再掲	防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29			20%	H35	65 外国人への支援	41 通訳・翻訳ボランティア確保数	18人	H29	24人	R3
			67 備蓄スペースの確保・分散化(再掲)	再掲	市町村指定避難所に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29	30%			H35	災害時外	50人	R3	150人	R5		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前								改正後									
			合									<u>国人支援 人材育成 数</u>					
		68	避難者の情報に関するニーズの把握及び情報提供体制の充実					2)避難者及び応急住宅需要等への対応	66	女性防災士の養成(再掲)	再掲	防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	20%	R5	
		69	複数の安否確認手段を使用することの重要性の周知						67	備蓄スペースの確保・分散化(再掲)	再掲	市町村指定避難所に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29	38.5%	R5	
		70	被災建築物応急危険度判定士の確保	42	被災建築物応急危険度判定士の登録者数(安定した確保数)	848人	H29								750人以上	毎年度	
		71	被災宅地危険度判定士の確保	43	被災宅地危険度判定士の登	584人	H29								600人	H34	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後									
(9)帰宅困難者等への対応	1)滞留に伴う混乱の防止	72	応急仮設住宅供給体制の確立	44	建設可能地データ整備市町村数(精度の高い情報の維持)	18市町村	H29	18市町村	毎年度	との重要性の周知							
		73	円滑な避難所運営の実現	㉘	避難所運営マニュアル策定市町村数	13市町	H29	18市町村	H31	70	被災建築物応急危険度判定士の確保	42	被災建築物応急危険度判定士の登録者数(安定した確保数)	848人	H29	750人以上	毎年度
		74	宿泊場所の確保	㉙	協定締結市町数	4市町	H29	17市町	H35	71	被災宅地危険度判定士の確保	43	被災宅地危険度判定士の登録者数	584人	H29	600人	R4
	2)円滑な帰宅のため	75	観光客への支援							72	応急仮設住宅供給体制の確立	44	建設可能地データ整備市町村数(精度の高い情報の維持)	18市町村	H29	18市町村	毎年度
			76	コンビニ、外食店等立ち寄り所と	47	協定締結事業者数	12社	H29	15社	H35	73	円滑な避難所運営の実現	㉘	避難所運営マニュアル策定	13市町	H29	18市町村

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後								
	の支援	して利用						(9)帰宅困難者等への対応	1)滞留に伴う混乱の防止	74 宿泊場所の確保	④ 協定締結 市町村数	4 市町	H29	17 市町	R5	
		77 無電柱化の推進(再掲)								75 観光客への支援						
		78 ブロック塀の倒壊防止(再掲)								2)円滑な帰宅のための支援	76 コンビニ、外食店等立ち寄り所として利用	47 協定締結 事業者数	12 社	H29	15 社	R5
	(10)保健衛生・防疫対策	79 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制整備								77 無電柱化の推進(再掲)						
		80 被災地域の衛生環境の維持								78 ブロック塀の倒壊防止(再掲)						
		81 被災者の入浴支援							(10)保健衛生・防疫対策	79 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制整備						
	(11)遺体処理対策	82 広域火葬計画及び葬祭用品確保体	48 市町村説明会の開催回数	1 回	H29	1 回	毎年度		80 被災地域の衛生環境の維持							

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第1部 総則

改正前								改正後												
			制の周知																	
	(12)災害廃棄物等の処理対策	83	災害廃棄物の円滑な処理	49	災害廃棄物処理研修会の開催	2回	H29	2回	毎年											
	(13)防災情報対策	1)発災時における防災情報の共有化	84	防災情報の収集体制の充実																
			85	関係機関との情報共有																
	(13)防災情報対策	2)マスメディアとの連携等	86	広報する情報の集約及び広報																
			87	社会秩序維持のための活動																
	(14)社会秩序の確保・安定	87	社会秩序維持のための活動																	
	(15)様々な地域的課題へ	1)孤立する危険度が高い集	88	孤立集落の通信手段の確保	50	避難所情報に関するサイン旗を使用	1回	H29	1回	毎年										
			(11)遺体処理対策	82	広域火葬計画及び葬祭用品確保体制の周知	48	市町村説明会の開催回数	1回	H29	1回	毎年									
	(12)災害廃棄物等の処理対策	83	災害廃棄物の円滑な処理	49	災害廃棄物処理研修会の開催	2回	H29	2回	毎年											
	(13)防災情報対策	1)発災時における防災情報の共有化	84	防災情報の収集体制の充実																
			2)マスメディアとの連携等	85	関係機関との情報共有															
				86	広報する情報の集約及び広報															
	(14)社会秩序の確保・安定	87	社会秩序維持のための活動																	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前								改正後							
の対応	落への対応			した訓練 等実施回数				(15) 様々な 地域的 課題へ の対応	1)孤立 する危 険度が 高い集 落への 対応	88 孤立集落の 通信手段等 の確保	50 避難所情 報に關す るサイン 旗を使用 した訓練 等実施回 数	1回	H29	1回	毎 年 度
				51 衛星携帯 電話の操 作訓練等 実施回数	-	-	1回								
	2)農 業、漁 業等の 地場産 業被害 の防止 及び軽 減	89 ため池対策	52 整備ため 池数	518 箇所	H29	572 箇 所	H35	津波避難 後救援ポ イントに おける住 民避難訓 練実施率	-	-	50%	R5			
		90 海岸保全施 設の整備 (再掲)	再掲 海岸保全 施設整備 延長	8.491km	H29	9.77km	H35		51 衛星携帯 電話の操 作訓練等 実施回数	-	-	1回	毎 年 度		
	3)文化 財の防 災対策	91 文化財にお ける耐震対 策の推進	53 文化財の 現状に応 じた修理 や耐震対 策の実施	95%	H29	100%	H35	2)農 業、漁 業等の 地場産	89 ため池対策	52 整備ため 池数	518 箇所	H29	572 箇 所	R5	
(16)広域連携・ 支援体制の確立	92 広域的な応 援要請(職						90 海岸保全施 設の整備		再掲 海岸保全 施設整備	8.491km	H29	9.77km	R5		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前								改正後															
3 復 旧 ・ 復 興	(1)被災者等の 生活再建等の支 援	93	員の派遣及 び派遣あっ せんの要 請)					(1)被災者等の生 活再建等の支援	93	災害被災者 住宅再建支 援制度によ る支援					(1)被災者等の生 活再建等の支援	93	業被害 の防止 及び軽 減	(再掲)	延長				
		94	地震保険の 加入促進	54	地震保険 加入世帯 率	24.6%	H29			30.5%	H35	3)文化 財の防 災対策	91	文化財にお ける耐震対 策の推進			53	文化財の 現状に応 じた修理 や耐震対 策の実施	95%	H29	100%	R5	
		95	迅速かつ確 実な罹災証 明の交付体 制の確保									(16)広域連携・ 支援体制の確立	92	広域的な応 援要請(職 員の派遣及 び派遣あっ せんの要 請)									
	(2)経済の復興	96	企業への事 業継続計画 (BCP)の策 定支援(大 企業)	55	BCP 策定 企業の割 合(大企 業)	65%	H29	100%	H35	3 復 旧 ・ 復 興	(1)被災者等の生 活再建等の支援	93	災害被災者 住宅再建支 援制度によ る支援										
		97	企業への事 業継続計画	56	BCP 策定 企業の割	23%	H29	30%	H35			94	地震保険の 加入促進	54	地震保険 加入世帯 率	24.6%	H29	30.5%	R5				

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前							改正後							
		(BCP)の策 定支援(中 小企業)	合(中小 企業)											
<p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(9) 第七管区海上保安部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署) (略)</p>								95 迅速かつ確 実な罹災証 明の交付体 制の確保						
							(2)経済の復興	96 企業への事 業継続計画 (BCP)の策 定支援(大 企業)	55 BCP 策定 企業の割 合(大企 業)	65%	H29	100%	R5	
								97 企業への事 業継続計画 (BCP)の策 定支援(中 小企業)	56 BCP 策定 企業の割 合(中小企 業)	23%	H29	38%	R5	
<p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(9) 第七管区海上保安部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署) (略)</p>							<p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(9) 第七管区海上保安本部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署) (略)</p>							



# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p>(12) 九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、<u>大分川ダム工事事務所</u>、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p> <p>(13) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(12) 日本郵便株式会社(大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。 (ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(13) 太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>(12) 九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p> <p>(13) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車、<u>可搬型発電機</u>及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(12) 日本郵便株式会社(大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。 (ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。</p> <p><u>(13) ソフトバンク株式会社</u> <u>携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>(14) 楽天モバイル株式会社(九州営業部)</u> <u>携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(13) 太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関すること。</p> <p><u>(14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

改正前	改正後
	<p>イ 災害ボランティアに関すること。</p> <p>ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。</p> <p>ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害予防の基本的な考え</b></p> <p>大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。</p> <p>なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。</p> <p><b>第2章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第4節 都市・地域の防災環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 都市の防災構造化(九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課、道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p> <p>地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>イ 都市基盤施設等の整備</p> <p>避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。</p>	<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害予防の基本的な考え</b></p> <p>大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。<b>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</b></p> <p>なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。</p> <p><b>第2章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第4節 都市・地域の防災環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 都市の防災構造化(九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課、道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p> <p>地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>イ 都市基盤施設等の整備</p> <p>避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。<b>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図る</b></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><b>第6節 公共施設等の災害予防</b></p> <p>5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州）</p> <p>（1）通信施設災害予防事業の基本方針</p> <p>通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p><b>第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進</b></p> <p>地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。</p> <p>このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、平成28年度を初年度とする第5次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。</p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b></p> <p><b>【災害に強い人づくりの基本的な考え方】</b></p> <p>「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。</p> <p>したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、</p>	<p>ため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p> <p><b>第6節 公共施設等の災害予防</b></p> <p>5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>（1）通信施設災害予防事業の基本方針</p> <p>通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p><b>第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進</b></p> <p>地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。</p> <p>このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。</p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b></p> <p><b>【災害に強い人づくりの基本的な考え方】</b></p> <p>「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。</p> <p>したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。</p> <p>防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。</u></p> <p><b>第1節 自主防災組織</b> (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で<u>3,561</u>組織、組織率は<u>97.6</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で<u>43.8</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施 (略)</p> <p>(6) <u>広域避難に関する訓練</u></p> <p><b>第3節 防災教育</b> 1 目標 東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、<u>学校における防災教育の重要性が改めて認識された。</u></p> <p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b></p>	<p>民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。</p> <p>防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。</u></p> <p><b>第1節 自主防災組織</b> (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で<u>3,565</u>組織、組織率は<u>97.86</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和3年度実績で<u>45.6</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施 (略)</p> <p>(6) <u>大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練</u></p> <p><b>第3節 防災教育</b> 1 目標 <u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。<u>このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。</u></p> <p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DCAT)の体制の充実を図る。</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節 初動体制の強化</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制の充実を図る。</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節 初動体制の強化</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、<u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、</u>応援職員等の執務スペースの<u>適切な空間の確保</u>を行うものとする。</p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b></p> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。</p> <p>（略）</p> <p>（5）広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>（略）</p> <p>6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）</p> <p>（略）</p> <p>港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維</p>	<p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、<u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、</u>応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。</p> <p>（略）</p> <p>（5）広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、<u>応援体制の充実強化を図る。また、県は訓練等を通じて、</u>緊急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）</p> <p>（略）</p> <p>港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>持管理を指導する。 また、道の駅を活用した広域的な復旧・復興の活動拠点づくりに取り組む。</p> <p><b>第3節 津波からの避難に関する事前の対策</b> (略)</p> <p>5 津波避難のための意識啓発 (略)</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。</p>	<p>持管理を指導する。 また、防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能強化に努める。</p> <p><b>第3節 津波からの避難に関する事前の対策</b> (略)</p> <p>5 津波避難のための意識啓発 (略)</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。</p>



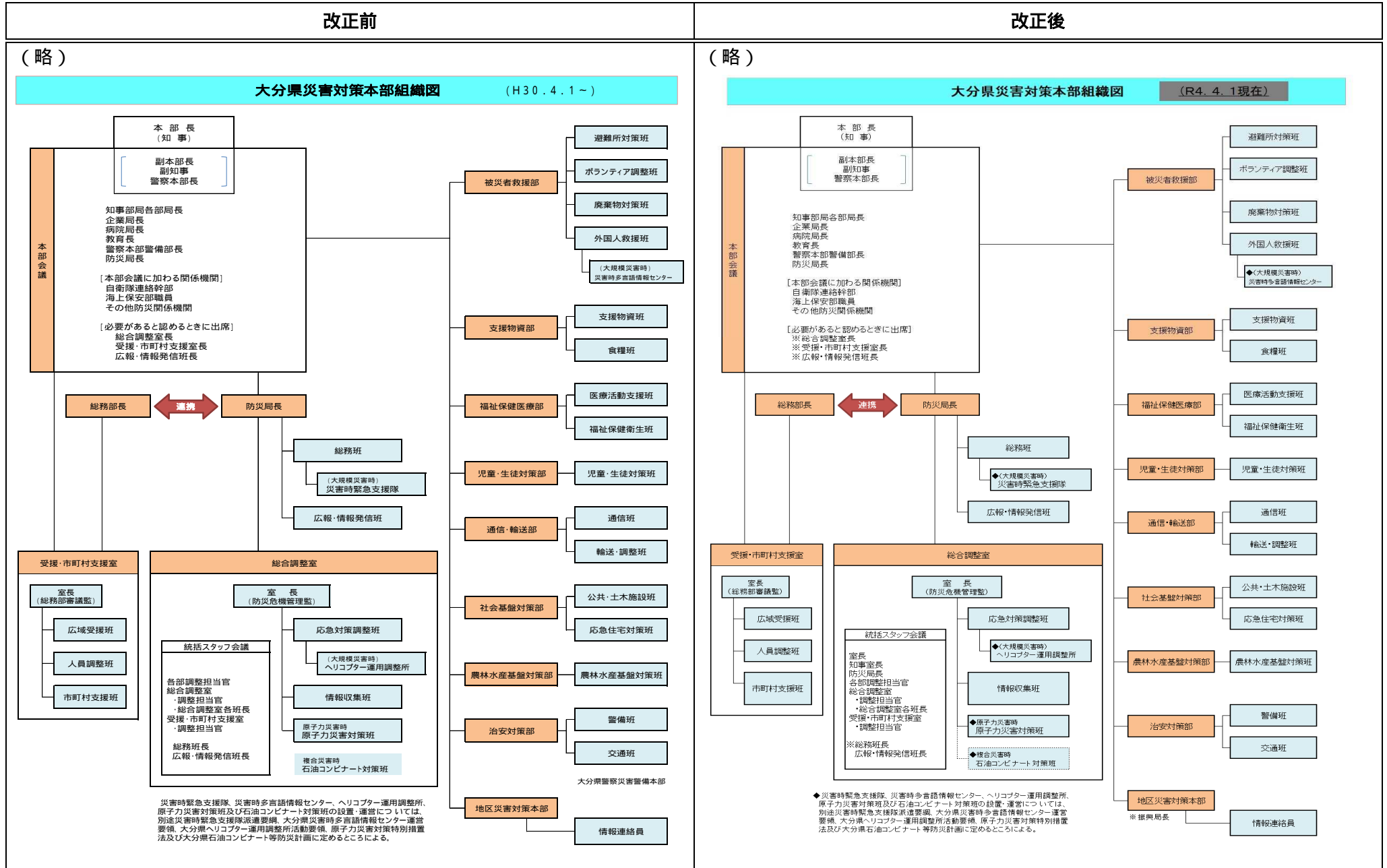
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第1章 災害応急対策の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害応急対策の基本方針</b></p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>実効性の確保に留意することとする。</u></p> <p><b>第2章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <p><b>【福祉保健医療部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の確率</li> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DCAT)等の派遣</li> </ul>	<p><b>第1章 災害応急対策の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害応急対策の基本方針</b></p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p><b>第2章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な処理事務</p> <p>(略)</p> <p><b>【福祉保健医療部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の確率</li> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣</li> </ul>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>(略)</p> <p>□ 組織</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>(略)</p> <p>□ 組織</p> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>二 連絡窓口 総合調整班（防災課）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準 災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により災害対策本部を設ける。</p> <p>（2）組織</p> <div data-bbox="203 600 1093 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     本部長 （支社長）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     本部長 （支社長）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     本部長 （支社長）                 </div> </div> </div> <p>（3）設置場所 大分支社内</p> <p><b>第3節 通信連絡手段の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み</p> <p>孤立防止対策用衛星電話の活用</p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>総合調整室情報収集班及び通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p><b>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達</b></p> <p>（略）</p>	<p>二 連絡窓口 総合調整班（地域防災調整官）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき</p> <p>（2）組織</p> <div data-bbox="1218 560 2085 655" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     本部長 （支社長）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     班長 （各課長等）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     班員                 </div> </div> </div> <p>（3）設置場所 九州旅客鉄道（株）大分支社内</p> <p><b>第3節 通信連絡手段の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜総務班、通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み＜総務班＞</p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>総務班及び総合調整室情報収集班、通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p><b>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達</b></p> <p>（略）</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>1 基本方針（地震） （略） （1）地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>1 基本方針（地震） （略） （1）地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。<u>震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>イ 情報発表の流れ</b></p> <p style="text-align: center;">発表する情報の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数秒: 緊急地震速報 (震度5弱以上が予想されたとき)</li> <li>1. 5分: 震度速報 (震度3以上を観測したとき)</li> <li>3分: 大津波警報・津波警報・津波注意報 (津波による災害の発生が予想される場合 ※震度速報より早く発表する場合あり)</li> <li>津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合)</li> <li>地震情報 (震源に関する情報) (震度3以上を観測したとき (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない))</li> <li>5分: 地震情報 (震源・震度に関する情報) (以下のいずれかを満たしたとき ・震度3以上を観測したとき ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合)</li> <li>津波情報 (沖合の津波観測に関する情報) (津波観測に関する情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合で実際に津波を観測したとき)</li> <li>各地の震度に関する情報 (震度1以上を観測したとき。「津波なし」の場合はその旨を付加し「津波予報を含めて発表」)</li> <li>津波情報 (津波に関するその他の情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき、海面変動が予想される津波予報区とその継続時間を「津波予報」で発表)</li> <li>地震情報 (地震の活動状況に関する情報) (報道発表資料の内容)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>イ 情報発表の流れ</b></p> <p style="text-align: center;">発表する情報の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数秒: 緊急地震速報 (震度5弱以上が予想されたとき)</li> <li>1. 5分: 地震情報 (震度速報) (震度3以上を観測したとき)</li> <li>3分: 大津波警報・津波警報・津波注意報 (津波による災害の発生が予想される場合 ※震度速報より早く発表する場合あり)</li> <li>津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合)</li> <li>地震情報 (震源に関する情報) (震度3以上を観測したとき (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない))</li> <li>5分: 地震情報 (震源・震度に関する情報) (以下のいずれかを満たしたとき ・震度3以上を観測したとき ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合)</li> <li>津波情報 (沖合の津波観測に関する情報) (津波観測に関する情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合で実際に津波を観測したとき)</li> <li>地震情報 (各地の震度に関する情報) (震度1以上を観測したとき。「津波なし」の場合はその旨を付加し「津波予報を含めて発表」)</li> <li>津波情報 (津波に関するその他の情報) (大津波警報・津波警報・津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき、海面変動が予想される津波予報区とその継続時間を「津波予報」で発表)</li> <li>地震情報 (地震の活動状況に関する情報) (報道発表資料の内容)</li> </ul>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
□ 用語解説		□ 用語解説	
情報の種類	解 説	情報の種類	解 説
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。 なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わない。	緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。 なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報（警報）が強い揺れの到達に間に合わない。
震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。	大津波警報・津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。
大津波警報・津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
	津波観測に関する情報	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻と高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		ではなく「観測中」の言葉で発表する。			として発表する。
地震 情報	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。	地震 情報	震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。		震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。		震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。		各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。	地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。
<p><b>第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達</b> (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略)</p> <p>ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿などSNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</u></p> <p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。</p> <p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部(以下、この節で「本部」という。)にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプタ</p>		<p><b>第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達</b> (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略)</p> <p>ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</u></p> <p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、<u>おおむね以下の支援を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部(以下、この節で「本部」という。)にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用</p>	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>一運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。</p> <p>また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、局地情報提供所の開設を検討する。</p> <p>局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。</p> <p>その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p> <p><b>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立</b> (略)</p> <p>自衛隊の災害派遣のための組織体制確立&lt;総務班&gt; 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ</p> <p>災害派遣要請に必要な情報の収集・分析 第5節で収集した情報の分析&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 市町村等からの派遣申請の受理&lt;総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班&gt; 派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)&lt;総合調整室統括スタッフ会議&gt;</p> <p><b>第16節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略)</p>	<p>調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。</p> <p>また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、局地情報提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、国土交通省に対し、無人航空機(ドローン等)の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</p> <p>局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。緊急用務空域が指定されたときは、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p> <p><b>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立</b> (略)</p> <p>自衛隊の災害派遣のための組織体制確立&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ</p> <p>災害派遣要請に必要な情報の収集・分析 第5節で収集した情報の分析&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 市町村等からの派遣申請の受理&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)&lt;総合調整室統括スタッフ会議&gt;</p> <p><b>第16節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧 （略） （新設）</p>	<p>(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧 （略） (3) 災害時における交通マネジメント <u>（イ）九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（1）及び交通システムマネジメント（2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。</u> <u>（ロ）県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>（ハ）検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> <u>（二）検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</u></p> <p><u>1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u> <u>2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</u></p>
<p>(3) 輸送手段等の確保 （略）</p> <p>6 海上輸送体制 （略） (2) 港湾、漁港の応急復旧</p>	<p>(4) 輸送手段等の確保 （略）</p> <p>6 海上輸送体制 （略） (2) 港湾、漁港の応急復旧</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>二 漂流物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物の集積場所を確保する。</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b> <b>第3節 津波からの避難</b> 1 津波からの避難についての基本的な考え方 (略) また、活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある海溝型地震の場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、活断層型地震による到達時間が短い津波を想定して行動することが必要である。</p> <p><b>第4章 被害者の保護・救護のための活動</b> <b>第1節 避難所運営活動</b> (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。 市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。 また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。</p>	<p>(略)</p> <p>二 障害物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b> <b>第3節 津波からの避難</b> 1 津波からの避難についての基本的な考え方 (略) また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。</p> <p><b>第4章 被害者の保護・救護のための活動</b> <b>第1節 避難所運営活動</b> (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配</p>

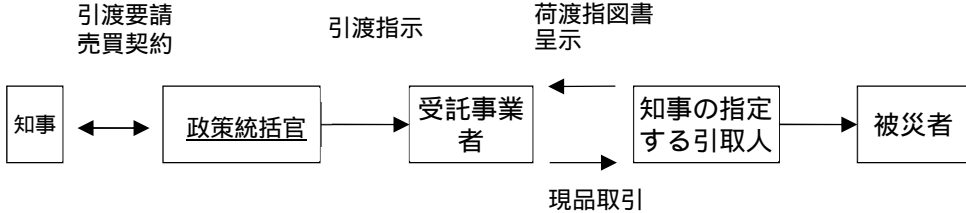
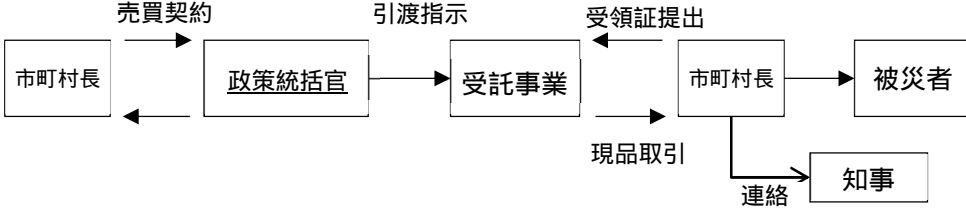
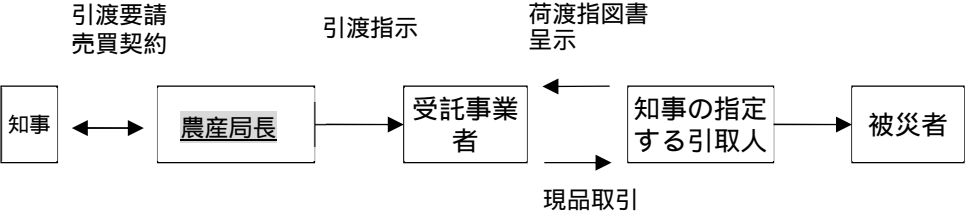
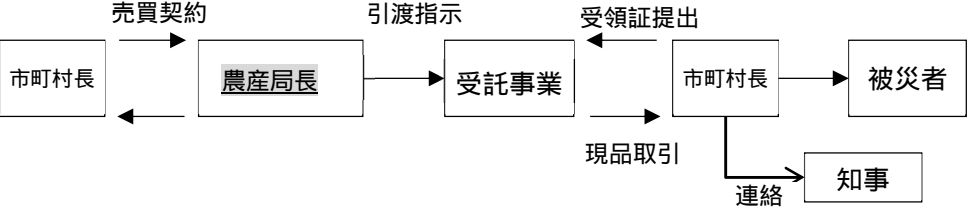
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>6 避難所生活者の保護・救援 (略) (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DCAT)を派遣する。</p> <p><b>第3節 食料供給</b> (略) 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 農林水産省政策統括官 (略) 2 食糧供給の流れ (略) (3) 県における食料供給の実施 (略) □ 食料の供給等 食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。 (イ) 政府所有米穀の緊急引渡し 農林水産省政策統括官あてに要請する。 (略) 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市町村の手続 (略) □ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急</p>	<p>慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。 また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>6 避難所生活者の保護・救援 (略) (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する。</p> <p><b>第3節 食料供給</b> (略) 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 農林水産省農産局長 (略) 2 食糧供給の流れ (略) (3) 県における食料供給の実施 (略) □ 食料の供給等 食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。 (イ) 政府所有米穀の緊急引渡し 農林水産省農産局長あてに要請する。 (略) 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市町村の手続 (略) □ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「<u>政策統括官</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が政策統括官に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により政策統括官へ要請書を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p>  <p>引渡要請 売買契約 知事 ↔ 政策統括官 → 受託事業者 ← 荷渡指図書 呈示 知事の指定する引取人 → 被災者 現品取引</p> <p>引渡指示</p> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <p>売買契約 市町村長 → 政策統括官 → 受託事業者 ← 荷渡指図書 呈示 市町村長 → 被災者 受領証提出 現品取引 連絡 → 知事</p> <p>第8節 廃棄物処理 （略） 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。</p>	<p>引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「<u>農産局長</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が農産局長に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により農産局長へ要請書を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p>  <p>引渡要請 売買契約 知事 ↔ 農産局長 → 受託事業者 ← 荷渡指図書 呈示 知事の指定する引取人 → 被災者 現品取引</p> <p>引渡指示</p> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <p>売買契約 市町村長 → 農産局長 → 受託事業者 ← 荷渡指図書 呈示 市町村長 → 被災者 受領証提出 現品取引 連絡 → 知事</p> <p>第8節 廃棄物処理 （略） 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 地震・津波対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。</p> <p>(2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。</p> <p>(4) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。</p> <p><b>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬</b></p> <p>(略)</p> <p>2 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。</p> <p>(2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。</p> <p>(3) ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。</p> <p>(5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。</p> <p><b>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬</b></p> <p>(略)</p> <p>2 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後								
<p><b>第1章 災害復旧・復興の基本方針</b> (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。</p> <p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b> (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><b>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</b> <b>第1節 経済・生活面の支援</b> 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>	<p><b>第1章 災害復旧・復興の基本方針</b> (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b> (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p><b>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</b> <b>第1節 経済・生活面の支援</b> 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 1364 302 1412">支援の種類</th> <th data-bbox="302 1364 1120 1412">給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 1412 302 1508">支援の内容</td> <td data-bbox="302 1412 1120 1508">1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 1364 1321 1412">支援の種類</th> <th data-bbox="1321 1364 2150 1412">給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 1412 1321 1508">支援の内容</td> <td data-bbox="1321 1412 2150 1508">1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								



# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
	2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> )の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村
1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)		1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)	
支援の種類	給付	支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
	その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内		その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内
対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。</p>	対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。</p>
対象となる災害	<p>県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合</p> <p>1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く）</p> <p>2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき</p> <p>3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等</p>	対象となる災害	<p>県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合</p> <p>1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く）</p> <p>2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき</p> <p>3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等</p>
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後												
<p><b>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</b>  <b>概要</b>                      (1) 臨時情報について                      南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。</p> <p>このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。</p> <p>具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）等に備えて、災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="201 1013 1108 1428"> <thead> <tr> <th>臨時情報の種類</th> <th>具体的な基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td>・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> </tbody> </table>	臨時情報の種類	具体的な基準	調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	<p><b>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</b>  <b>概要</b>                      (1) 臨時情報について                      南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。</p> <p>このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。</p> <p>具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1021 2139 1508"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分後</td> <td>調査中</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合                      監視領域内<sup>(注1)</sup>でマグニチュード6.8以上の地震<sup>(注2)</sup>が発生                      ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測                      その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内 <sup>(注1)</sup> でマグニチュード6.8以上の地震 <sup>(注2)</sup> が発生 ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ
臨時情報の種類	具体的な基準												
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合												
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合												
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件											
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内 <sup>(注1)</sup> でマグニチュード6.8以上の地震 <sup>(注2)</sup> が発生 ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ											

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前		改正後	
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合</li> <li>・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合</li> </ul>	地震発生等から最短で2時間後	<p>地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p> <p>巨大地震警戒</p> <p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>(注3)</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
		巨大地震注意	<p>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>(注2)</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
		調査終了	<p>（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>
		<p>（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。</p> <p>（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</p> <p>（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>	